

「役員の報酬、手当、退任慰労金及び旅費に関する規則」に関する内規（規則）

第1条 この内規は、常勤の役員（以下「役員」という）の報酬について必要な事項を定める。

第2条 役員の報酬は、専任教職員の給与規則を準用し、別途、役職手当を支給する。

第3条 理事長、学園長、短期大学長及び短期大学長に準じる役職の役員については、短期大学教授職の基本給表を、常務理事、高等学校長および高等学校長に準じる役職の役員については、高等学校教諭職の基本給表を、それぞれ適用する。

2 役員の役職手当の額は以下のとおりとする。

| | |
|-------|----------|
| 理事長 | 月額 10 万円 |
| 学園長 | 月額 6 万円 |
| 常務理事 | 月額 6 万円 |
| 短期大学長 | 月額 6 万円 |
| 高等学校長 | 月額 6 万円 |

3 通常職務に加えて特別の職務、役割を担当する役員については、特別に役職手当を加算することがある。

第4条 役員に支給する賞与は専任教職員に準じた月数を基本とする。ただし、学園の経営状況及び部門の業績に応じて加減することがある。

第5条 「役員の報酬、手当、退任慰労金及び旅費に関する規則」第7条に定める退職金の支給乗率は、任期満了（4年ごと）の期間については「定年・疾病または死亡」を適用し、任期途中で退任の場合は、当該任期の在任期間については、「自己都合」を適用する。

第6条 「役員の報酬、手当、退任慰労金及び旅費に関する規則」第2条第3項の定めにより退職する専任教職員については、退職金を精算する。

2 前項の退職金の計算にあたっては定年退職の支給率を適用する。

第7条 理事長、学園長及び常務理事の報酬は、役員報酬とし、短期大学長、高等学校長及びその他の常勤理事の報酬は、理事手当を役員報酬とする。

第8条 この規則の改廃は、別に定める「規則等の管理に関する規則」第6条第1項第1号の定めによる。

附 則

この内規は、2018年4月1日から施行する。

この内規は、2020年4月1日から施行する。